

契約をめぐる被害の増加と消費者契約法制定運動

行財政改革や規制緩和、国際化、少子高齢社会の到来など社会構造が大きく変化する中、消費者問題も多様化してきました。とりわけ、契約をめぐる消費者被害の急増の中で、全国消団連は関係団体に呼びかけ、「消費者のための消費者契約法を考える会」を発足させ、法制定にむけた取り組みを開始しました。「考える会」はPL法制定運動の経験を生かし、学者・専門家など幅広い方々に参加いただき「『消費者契約法』(仮称)の提言」をまとめました。また、「消費者契約法の早期制定のための全国ネットワーク」の結成をよびかけ、98～99年にかけて5回の集会を開催し、意見書の提出や国会議員への要請行動などの取り組みを行いました。消費者契約法は2000年に制定されます。

98年度の全国消団連の活動では、消費者関連法検討委員会での活動の他、テーマ別のグループ活動がすすみました。全国消費者大会の分科会の運営団体が基礎になり、大会後もグループ活動として、食品・農業・農村基本法検討会、PLオンブズ会議、環境交流会、情報公開市民ネットワークが活動しています。全国消団連として、政府・関係機関への要請や意見表明を多数行っており、成年後見制度、破産法の見直し、遺伝子組み換え食品表示などで関係省庁に要請や意見書提出を行っています。

全国消団連のあゆみ

- 2月 学習会「消費者契約法」
PLオンブズ会議発足
- 3月 世界消費者権利の日アピール
- 5月 消費者のための消費者契約法を考える会発足。
消費者関連法検討委員会設置
- 6月 ホームページ開設
- 9月 「『消費者契約法』(仮称)に対する要望書」と「消費者契約法に対する提言」を国民生活審議会に提出
市民集会「どうする情報公開法」
- 11月 第37回全国消費者大会
- 12月 四谷へ事務局移動・新事務所披露の会

社会の動き

- 3月 特定非営利活動促進法(NPO法)公布
自己破産者の増加
- 6月 家電リサイクル法公布
- 10月 金融システム改革法公布(金融ビックバン)
地球温暖化対策推進法公布
TV出火損害賠償訴訟和解

「消費者契約法」の制定活動に思う

COLUMN



(社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会(NACS)

最高顧問 玉本雅子

「消費者契約法」が施行され、はや5年目を向かえました。今回、法の見直しが行なわれ消費者団体が長い間待ち望んだ、わが国初の「消費者団体訴訟制度」が導入されたことは喜びに耐えません。

制定時に、多少の不満があったとしても「消費者契約法」の制定があってこそと思えば、改めて「消費者契約法」制定の意義と重みを痛感しているところです。

「消費者契約法」は、すべての消費者取引に適用される包括的な民事ルールとして立法化される、このことは消費者相談に携わっている者にとってもまさに朗報でした。NACS消費者相談室では、長年にわたって消費者から相談を受け、被害の解決に向けて事業者との交渉を図っていましたが、悪質・悪辣な消費者取引による被害、目に余る勧誘行為等があまりにも多く、切歎扼腕の思いでした。「消費者契約法」ができれば、この事例は救済できるか、あの事例は・・・と検討を重ね、また全国消団連や弁護士会等の勉強会に馳せ参じ、パブリックコメントや要望書を提出したりして、よりよいルールへと活動したことが思い起こされます。

法制定後は「消費者契約法」に則った消費者勝訴の判決も出ています。多くの消費者がもっともっとこの法律を身近にして、消費者の権利の実現を図っていきたいと思っています。

用語解説

消費者契約法

消費者から消費生活センターに寄せられる苦情・相談の中でも、販売方法や契約・解約に関するものが増えています。この背景には、規制緩和の中で、多様で新しい商品・サービスの販売・提供が行なわれるとともに、あらたな事業者の参加がすすんできています。このような中、消費者が適切な情報にもとづき、主体的に商品・サービスの選択ができるよう、市場ルールの整備の必要性が指摘されてきました。その一環として、消費者契約法は、消費者と事業者の間で締結されるすべての契約を対象とした包括的な民事ルールとして制定されました。

消費者契約法では、消費者と事業者の間に情報力・交渉力の格差があることをふまえて、事業者の一定の行為によって消費者が誤認・困惑して締結した契約を取り消すことができるようになります。また、契約内容に関しては、事業者の損害賠償の責任を免除する条項や、消費者の利益を不当に害することとなる条項を無効とすることができるようになりました。

2001年の法施行後、大学入学手続き時の学納金不返還特約を無効とし授業料等の返還を命じる判例や、住宅の賃貸借契約において自然損耗分の回復費用を敷金から引く特約を無効とし、敷金の返還を命じる判例などが出ています。また、消費生活相談においても、助言・あっせんにおいて、積極的に活用されています。

一方、同法には、事業者の情報提供義務が努力義務にとどまっていることや、誤認・困惑の要件が限定されていることなどの問題があります。国会の附帯決議で、5年を目途に見直しを含めた所用の措置を講ずる旨定められており、国民生活審議会での検討が待たれるところです。全国消団連では、国民生活審議会の動向に先行して、改正試案の検討をすすめています。

なお、消費者団体訴訟制度の導入をその内容とする同法の一部改正は、2006年の通常国会において成立しています。